

助成対象者募集Q & A

平成 29 年 11 月 7 日現在

Q 1 富山県出身者以外でも対象になりますか？

A 1 対象となります。

Q 2 理工系とは？

A 2 理学、工学、農学、薬学、環境及びデザイン（これらに準ずる分野を含む。）に関する専攻をいいます。該当するか不明な場合は、個別にお問い合わせください。

Q 3 助成対象者となった場合、必ず登録企業に就業しなければならないのですか？

A 3 就職活動の結果、登録企業に就職した場合にのみ返還助成が受けられる制度ですので、本制度への応募により、必ず登録企業に就業しなければならないものではありません。

Q 4 助成対象者となった場合、他の企業への就職活動に制限はありますか？

A 4 一切の制限はかかりません。

Q 5 10 年以内に富山県外に転居した場合、助成はどうなりますか？

A 5 登録企業に在籍していることが確認できれば、県外事業所に異動になった場合も、助成の対象となります。

Q 6 県外に居住していますが、住民票を富山県内から移していない場合、助成対象者となりますか？

A 5 県外所在の大学生等であれば対象になりますが、アパートの契約書等、県外に居住していることが証明できる書類を提出してください。

Q 7 奨学金の繰上償還をした場合、助成額はどうなりますか？

A 7 年間助成上限額を参考に、個別に判断します。差額は 10 年間就業が確認できた場合に調整します。

Q 8 奨学金の返還を滞納した場合の助成はどうなりますか？

A 8 正当な理由なく滞納した場合は、その時点で助成を打ち切ります。

Q 9 奨学金の返還が猶予された場合の助成はどうなりますか？

A 9 猶予期間は助成を受けられません。10 年就業が確認できた場合、その時点で調整します。

Q 10 奨学金の返還が免除された場合の助成はどうなりますか？

A 10 免除された場合は、免除分について助成対象外となります。その時点で県へ報告してください。

Q11 年度途中で退職した場合、助成はどうなりますか？

A11 退職した日までに返還した奨学金までを対象とします。ただし退職前に繰上償還をしていた場合、当初の償還計画により退職した日の属する年度の前年度までの返還額を助成の上限とします。

Q12 休業した場合（産休、育休、病休等）はどうなりますか？

A12 離職しなければ奨学金助成の対象となります。ただし、奨学金返還の猶予がある場合は、その期間は助成の対象外となります。

Q13 助成金はいつもらえるのですか？

A13 毎年度末までに返還された奨学金に相当する額を確認後、翌年度の5月末までに支払います。